

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）

イベント運営業務企画コンペ実施要領

1. 目的

本業務は、「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）」において、ライトアップ期間中の来訪者増加、滞在時間の延長、青島エリアの新たな魅力創出につながる企画コンテンツの立案・実施運営を一体的に提案する受託候補者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

（1）件名

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）イベント運営業務

（2）場所

宮崎市青島（青島神社本島エリア、弥生橋、トロピカルロードを含む）

（3）履行期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

（参考）ライトアップ実施期間

令和8年9月18日（金）～令和8年11月29日（日）の金土日祝

※企画コンテンツの立案・実施運営は上記期間を対象とする。

（4）業務内容

別紙仕様書に記載

（5）担当

公益社団法人宮崎市観光協会（担当：本吉）

3. 提案限度額

6,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 公募型企画コンペとする理由

本業務は、青島エリアの新たな魅力創出に資する企画力・演出力・広報戦略が求められるほか、ライトアップ期間中の安全管理体制及び現場運営を総合的に構築する必要があるため、提案内容を総合的に評価する公募型企画コンペティション方式を採用する。

5. 募集スケジュール

実施内容	期日等
（1）公募開始	令和8年8月13日（木）
（2）質問の受付締切	令和8年8月19日（水） 正午

(3) 質問への回答	令和8年8月21日(金)
(4) 提案書提出締切	令和8年8月26日(水) 17:15 必着
(5) 審査結果通知	令和8年8月28日(金) までに通知予定

6. 参加資格要件

本コンペに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 過去に屋外イベントの運営及びメディア・SNS等を活用した広報プロモーション業務の実績を有すること。

7. 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・法人概要（様式第2号）
- ・商業登記簿謄本（写し可）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・企画提案書（PDF データ：正本1部・副本1部）

※1 正本は「署名入り PDF」、副本は「署名なし PDF」とする。

※2 なお、企画提案書の詳細については「8. 提案書の記載内容」参照

(2) 提出方法

メール提出

送付先：motoyoshi-y@miyazaki-city.tourism.or.jp

(3) 提出期限

令和8年8月26日 17:15 必着。

8. 提案書の記載内容

以下の内容を記載すること

(1) コンテンツ企画案

- ①企画内容
- ②広報・PR 計画
- ③安全管理計画
- ④運営体制

※記載の情報については任意による

(2) 業務執行体制（様式第5号）

(3) 見積書

9. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）をメールで提出すること。

(2) 回答方法

協会ホームページに掲載する。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）イベント運営業務企画コンペ評価基準」評価基準に基づき評価する。

(2) 選定方法

採点者が評価項目ごとに採点し、合計点（100点満点）が最も高い事業者を受託候補者として決定する。

(3) 失格要件

虚偽記載、見積限度額超過、審査の公平性を害する行為等

(4) その他

評価に対する問い合わせについては一切応じない。

11. 選定結果の通知・公表

選定結果はメール及び文書で通知する。

8月28日に、受託候補者名・点数等を公表する。

12. 契約

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と当協会との間で、委託内容及び経費等について詳細な調整を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

(2) その他

①契約代金の支払いは、原則として業務完了後の検査を経て、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。

②受託候補者に選定された後、やむを得ない事情により契約を締結しない場合は、速やかにその理由を明記した辞退届を提出しなければならない。この場合、次順位の者を繰り上げて受託候補者とすることができる。

13. その他

(1) 業務の再委託

本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ協議し、書面による承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出後の書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会が特に指示した場合はこの限りではない。
- ③提出された書類は、本コンペにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3) 参加にあたっての留意事項

- ①本コンペへの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本コンペへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出しなければならない。
- ③企画提案書及び見積書は、1 事業者につき 1 提案に限るものとする。
- ④提案事業者が 1 者のみであっても、採点及び審査を行い、受託候補者としての適否を決定する。